

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和3年12月28日

会議の名称	令和3年度第1回志木市総合教育会議
開催日時	令和3年12月23日（木）13時15分～14時15分
開催場所	志木市役所第1庁舎 会議室1・2
出席委員	志木市長 香川 武文（進行者） 志木市教育委員会教育長 柚木 博 志木市教育委員会教育長職務代理者 八代 豊 志木市教育委員会委員 岩澤 千恵子 志木市教育委員会委員 上野 幸子 志木市教育委員会委員 飯田 昌利 (計 6人)
欠席委員	なし (計 0人)
説明員職氏名	志木市教育委員会教育長 柚木 博 (計 1人)
議題	志木市立小・中学校における小中一貫教育の推進について
結果	議題に沿って、意見交換を行った。
事務局職員	松永市長公室長、北村教育政策部長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、外立秘書政策課長、成田教育総務課長、木村学校教育課指導主事、浦野教育総務課主任、村山秘書政策課主事
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

開会前に傍聴希望者の有無について確認を行った。

→傍聴希望者なし

1 開会

2 議題

志木市立小・中学校における小中一貫教育の推進について

柚木教育長より、「志木市立小・中学校における小中一貫教育の推進」について説明した後、意見交換を行った。

説明の概要は以下のとおりである。

(1) 小中一貫校教育とは

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。

なお、資料1「義務教育学校・小中一貫型小学校・中学校について」に示すとおり、大きく2つの形態に制度化されている。

(2) 小中一貫教育が求められる背景・理由

① 義務教育の目的・目標の創設

- ・平成17年、中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示した。
- ・平成18年、教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められる。
- ・平成19年、学校教育法が改正され、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）される。
- ・平成27年、学校教育法等の一部が改正され、市町村等が義務教育学校を設置し、地域の実情等に応じた柔軟なカリキュラムを編成することが可能となった。（平成28年4月1日より施行）

② 教育内容や学習活動の量的・質的充実

- ・小学校高学年での専門的な指導の充実。
 - ・長期的な視点に立ったきめ細かな指導の充実。
- 小学校と中学校の教員が連携して、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増してきた。

③ 発達の早期化等に関わる現象

- ・小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化。
- ・不登校や長期欠席など、いわゆる「中1ギャップ」が小学校4年生から6年生頃に生じている。
- ・小学校高学年から理論的・抽象的な理解が必要な学習内容となる。

④ 学校現場の課題の多様化・複雑化

- ・一人一人の教員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である。

(3) 志木市のこれまでの取組

①小学校、中学校の連携

ア. 生徒指導を中心に各中学校区の生徒指導連絡協議会の実施

イ. 小学校6年生の情報を中学校への申し送り

→学級がうまく機能しない状況になった情報が十分に中学校に伝えられていない等、小・中学校間での連携が十分ではない部分があった。

→小学校・中学校の教員間で、相互理解が不足している部分もあった。

ウ. 生徒指導研究推進モデル校の指定（埼玉県の事業）

エ. 情報連携から行動連携へ（各中学校区の取組）

→小・中学校間の情報連携が不足していると、適切な生徒指導を継続することが困難となるため、1年間を通して定期的に情報交換の場を設定してきた。

→「授業の約束」や「学校生活のきまり」など、9年間を見通した指導方針を立て、「小学校で指導すること」「中学校で指導すること」「共通に指導すること」を明確にし、実践していくなどの行動連携を図ってきた。

→モデル校加配教員による、中学校から小学校への乗り入れ授業を実施してきた。

②小中一貫教育へ

法令上の要請と相まって、平成29年度より「志木市まちづくり新35の実行計画」の1つとして、志木市教育委員会の指導のもと、小中一貫教育の推進に着手した。

ア. 乗り入れ授業（音楽、外国語活動、体育、算数、図工）

→9年間を見据えた授業改善、進学への不安感の緩和、児童理解の深まり

イ. 小中一貫型カリキュラム

→9年間を見通した教育課程により、系統性や指導の重点・改善点について

研修を深め、指導を一貫させていく

ウ. その他の取組

→小中合同研修会、小中連携連絡協議会、生徒指導・生活の約束、三校合同引き取り訓練、合同あいさつ運動、小中ふれあい会。

③取組の成果（平成30年度アンケート結果より）

- ・児童・生徒、保護者 …… 中学校進学への不安感の軽減につながった。
- ・教職員 …… 中1ギャップ解消における課題解決に効果的だった。

(4) 志木市の現状

①令和3年7月「しき躍進計画35」

教師の負担軽減を図りつつ、学習指導要領（平成29年告示）に示された資質・能力の育成に向けて義務教育9年間を見通した指導体制を構築するため、小学校高学年からの教科担任制を推進する。

(令和3年度の取組)

- ・志木第二小学校へ市費により算数専科教員を配置（小中一貫教育推進教員）。
- ・県費英語専科1名、市費英語専科教員3名を小学校へ配置。
- ・各小学校において授業交換等による一部教科担任制を研究。
→志木第二小学校においてモデル研究実施。

②各中学校区における小中一貫教育の推進

- ・合同研修会の充実。
- ・管理職、教務主任、生徒指導主任による会議の実施。
- ・令和3年度の取組のまとめ、令和4年度の計画の作成。

(委員)

小中一貫教育を推進することは、児童・生徒の基礎学力の向上、不登校児童・生徒への対応、「中一ギャップ」の解消に効果があり、志木市全体として取り組むことに大いに期待している。

(市長)

不登校の人数は、中学校1年生になると小学生の時に比べて増加する傾向にあるのか。

(事務局)

中学生では、小学生と比べると、約10倍以上増加されている。

(委員)

小学校と中学校の先生が話し合える場を作ることにつながるため、教科担任制の推進は非常に良い取り組みだと思う。

今までの授業内容を知ることで、これからどのような授業をすべきかが明確になるため、特に、算数、数学では、非常に効果的に働くと感じる。

また、担任の先生以外にも、多くの先生が生徒と接することで、生徒の良いところを様々な角度から見つけられるなど、不登校の児童・生徒にも良い影響を与えるのではないかと。

(市長)

小中一貫教育は、小学校、中学校の先生が情報共有をし、生徒のことを様々な角度から見るができることとともに、地域の方々の力もお借りしながら、学校を育てていくことが期待される。

(委員)

志木市において、小中一貫教育を推進していくことには賛成である。

小学校は、学校に行くこと、勉強することの楽しさを教える場で、中学校は、受験のために勉強する場という印象を受ける。

そのため、この違いがある小学校と中学校をどう連携させていくかは課題である。

また、小学校6年生から不登校が増加していく傾向にあるが、それまでの低学年でどのような教育を受けられるかが大きく影響すると感じる。

教科担任制については、算数、英語の先生の配置を行っているが、国語も非常に重要な教科なのではないかと。

そして、長期的な勉強に取り組むためには、目的があることが重要であり、目的の達成のために何が足りないかを、その都度、考えていく必要がある。

(教育長)

国語を学ぶということは、非常に重要なことであると認識している。

しかし、全国的に見ても、教科担任制において国語を取り入れている学校は少ないことに加えて、担任の先生自らが教えたいという声もある。

(市長)

子どもの身体的発達の早期化がみられる中で、小学校6年間、中学校3年間の体制にとらわれず、4年間、3年間、2年間にするなど、学年段階の区切りを変更するのは、今後、議論していく必要がある。

(委員)

小学校と中学校では、受験、部活動など、大きく環境が変化する。それに追いつけず、不登校になる生徒もでてくる。

また、偏差値は、高校受験における受験校の選択において、大きな基準の一つである。しかし、受験校の選択は、自分のやりたいことも基準となるべきであるとする。そのため、小中一貫教育の中で、自分の将来を見据えられるような教育を受けられるようにしていくべきである。

(市長)

小学校から中学校では、大きく環境が変わり、「中一ギャップ」を感じる生徒は多い。その中で、「中一ギャップ」を解消できるように、小中一貫教育を推進していく必要がある。

(市長)

小学校、中学校の教員免許の両方を所有している先生はどれくらいいるのか。

(事務局)

約30%ほどおり、小学校の先生が中学校の教員免許を所有しているケースが多い。

(委員)

小中一貫教育の推進には、学校、教職員、地域の連携を強めていくことが重要である。

(市長)

地域の方々との連携は、非常に重要であり、より一層強めて行く必要がある。

(委員)

小中一貫教育の推進のような大きな枠組みを作っていく際には、地域の方々の協力が必要不可欠であり、学校、教職員以外の様々な角度から盛り上げていくことも重要である。

(委員)

志木市では、中学校は学区以外の学校を選択ができるが、子どもに様々な選択肢をもってもらうため、小学校から選択制を取り入れることを検討してはどうか。

(市長)

小学校の選択制についても平行して議論していく必要がある。

(教育長)

小学校の選択制は、安全な通学路の確保などの課題も含めて、今後、議論していく必要がある。

(委員)

小中一貫教育を推進する上で、校長先生は、児童・生徒両方のことを考える必要があり、より責任は重大になる。

そのため、校長先生の小中一貫教育に対する意欲が重要になる。

(教育長)

東京都の学校では、校長先生1人に、副校長や、教頭先生を複数人配置する体制の学校もある。小中一貫教育を推進することで、授業の数や質等が変化していくが、学校、教育委員会、地域の方々などと協力しながら推進していきたい。

(市長)

本市では、小中一貫教育の推進の一步として、志木第二中学校で、実践を進めているところであり、今後とも、さらに小中一貫教育の議論を加速させていきたい。

3 閉会

義務教育学校・小中一貫型小学校・中学校について

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を開関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる		
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

(図引用「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月26日文部科学省)